

川口市総合計画策定条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るために本市が策定する総合計画について、その策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本構想 本市が目指すべき将来像及びその実現に向けて取り組む施策の方向性を定める基本的な構想をいう。
- (2) 基本計画 基本構想を実現するための施策を体系的に定める計画をいう。
- (3) 実施計画 基本計画における施策を実現するために実施する具体的な事業を定める計画をいう。

(総合計画の構造)

**第3条** 本市の総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。

(川口市総合計画審議会への諮問)

**第4条** 市長は、基本構想の策定若しくは変更又は基本計画の策定若しくは改定（計画の全面的な変更をいう。以下同じ。）をするに当たっては、第8条に規定する川口市総合計画審議会に諮問するものとする。

2 市長は、基本計画の一部を変更するに当たっては、必要に応じ、川口市総合計画審議会に諮問することができるものとする。

(議会の議決)

**第5条** 市長は、審議会の答申を受け、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

**第6条** 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画と他の計画との整合)

**第7条** 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(川口市総合計画審議会の設置)

**第8条** 総合計画策定の円滑な推進を図ることを目的として、川口市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の所掌事務）

**第9条** 審議会は、第4条の規定による諮問に応じ、基本構想の策定若しくは変更又は基本計画の策定、改定若しくは変更に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べることができる。

（審議会の組織）

**第10条** 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

（審議会の委員）

**第11条** 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 市民
- （2） 市内の民間団体から選出された者
- （3） 知識経験者
- （4） 学識経験者
- （5） その他市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から審議会が第9条第1項の諮問に対して最終的な答申を行う日までとする。

（審議会の会長及び副会長）

**第12条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

**第13条** 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の会議における関係者の出席及び資料の提出）

**第14条** 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

（審議会の幹事）

**第15条** 市長は、市の職員のうちから審議会の幹事を任命し、審議会の求めに応じ、審議会の所掌

事務について会長、副会長及び委員の補佐をさせることができる。

(審議会の庶務)

**第16条** 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

**第17条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(川口市総合計画審議会設置条例の廃止)

2 川口市総合計画審議会設置条例（昭和42年条例第54号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の川口市総合計画審議会設置条例の規定により設置されている川口市総合計画審議会（以下「審議会」という。）は、第8条の規定により設置されたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に審議会の委員である者、会長及び副会長である者並びに幹事である者は、第11条第1項の規定により委嘱され、第12条第1項の規定により互選され、又は第15条の規定により任命されたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に市長が審議会にしている諮問は、第4条第1項の規定によりされたものとみなす。